

広島県告示第三百二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）に定める手数料のうち、広島県西部建設事務を經由することにより処理する事務に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十八年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者		委託した年月日 (委託期間)
名 称	住 所	
一般社団法人 広島県建設工業協会	広島市中区上八丁堀八番一 三号	平成二八年四月一日 (平成二八年四月一日) 平成二九年三月三十一日